

紹介受診重点医療機関の承認について

○ 悪性腫瘍手術前後の外来や紹介患者に対する外来など、「医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）」を基本とする医療機関である、「紹介受診重点医療機関」を、「令和5年度第1回尾張北部構想区域地域医療構想推進委員会（書面開催）」にて御審議いただき、以下の医療機関が「紹介受診重点医療機関」として承認されているところです。

- 1 春日井市民病院
- 2 医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院
- 3 愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院
- 4 小牧市民病院

○ この度、厚生労働省において実施した、「令和5年度外来機能報告」において、各医療機関から基準の達成状況と、紹介受診重点医療機関となる意向の有無について報告がされましたので、前回御承認をいただいた4施設について継続の御承認をいただくとともに、「重点外来基準を満たすが、紹介受診重点医療機関となる意向を有しない医療機関」について、当該医療機関の意向に御異論ないことを御審議いただきたい。

○ 「令和5年度外来機能報告」において各医療機関から報告された結果は以下のとおりとなっております。（詳細は資料3-2）

<紹介受診重点医療機関の重点外来基準及び意向の状況>

- (A) 重点外来基準を満たし、紹介受診重点医療機関となる意向を有する医療機関
4施設
- (B) 重点外来基準を満たすが、紹介受診重点医療機関となる意向を有しない医療機関
4施設
- (C) 重点外来基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関となる意向を有する医療機関
0施設

【重点外来の例示】

- ・医療資源を重点的に活用する入院前後の外来（悪性腫瘍手術前後の外来 等）
- ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 等）
- ・特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 等）

○ 本県の紹介受診重点医療機関の決定方針は、以下のとおりとなります。

<紹介受診重点医療機関の決定方針>

- (A) 特別な事情が無い限り、紹介受診重点医療機関とする。
- (B) 紹介受診重点医療機関としない。（ただし、委員から求めがあった場合は、再度医療機関に意向確認し、「紹介率及び逆紹介率の基準」（以下「紹介基準」という。）を参考に当委員会で協議する。）
- (C) 紹介基準等を活用して議論を行うこと。その際、当該医療機関が紹介受診重点外来に関する基準を満たしていないことに鑑み、当該医療機関が紹介受診重点医療機関となること

による構想区域全体の医療提供体制に及ぼす影響も協議するとともに、紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について説明を求めること。

(A) 4施設（重点外来基準を満たし、意向を有する。）

No	医療機関名	所在地	病床数	重点外来基準※	紹介基準※
1	春日井市民病院	春日井市	558	○	○
2	医療法人徳洲会 名古屋徳洲会総合病院	春日井市	350	○	○
3	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	江南市	684	○	△
4	小牧市民病院	小牧市	520	○	○

(B) 4施設（重点外来基準を満たすが、意向を有しない。）

No	医療機関名	所在地	病床数	重点外来基準※	紹介基準※
1	医療法人光寿会 光寿会春日井病院	春日井市	55	○	△
2	あいちせぼね病院	犬山市	48	○	×
3	医療法人啓生会 春日井クリニック	春日井市	12	○	未回答
4	医療法人政秀会 肛門科安藤外科	春日井市	15	○	未回答

(C) 0施設（重点外来基準を満たさないが、意向を有する。）

No	医療機関名	所在地	病床数	重点外来基準	紹介基準
1	該当なし	—	—	—	—

※ 「重点外来基準」は、初診率及び再診率の両基準が満たされている場合は「○」、いずれかが満たされている場合は「△」、いずれも満たされていない場合は「×」。

「紹介基準」は、紹介率及び逆紹介率の両基準が満たされている場合は「○」、いずれかが満たされている場合は「△」、いずれも満たされていない場合は「×」。

※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの診療報酬の算定実績に基づき算出

※ 「外来対応医療機関」（いわゆる「発熱外来」。）対応分を含んで算出

○ なお、重点外来基準が満たされているか等の確認を行う外来機能報告は毎年度実施することとされており、紹介受診重点医療機関に関する協議も毎年度実施することとされています。